

災害時における電気自動車からの電力供給に関する災害連携協定書

狛江市(以下「甲」という。)、日産プリンス西東京販売株式会社(以下「乙」という。)及び日産自動車株式会社(以下「丙」という。)は、災害時における電気自動車からの電力供給及び電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)の使用について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が互いの協力により、狛江市内に大規模な地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)による大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、指定避難所等における電気自動車からの電力供給業務(以下「給電業務」という。)を行うことにより、指定避難所等の円滑な運営を図り、もって市民の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害による大規模停電が発生し、又は発生のおそれがある場合において、給電業務のための電気自動車及び充電スタンドが必要なときは、電気自動車の貸与等の協力要請について「別記様式」により、乙に対して、協力を要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、応ずるものとする。

(電気自動車の貸与)

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に無償で貸与し、給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

- 2 給電業務の期間は、災害発生から1週間程度とする。残電力量の不足により給電業務の遂行ができなくなった場合、甲は、前項の規定により貸与を受けた電気自動車を充電することで、期間中において継続的に給電業務を行えるものとする。
- 3 前項に規定する期間の終了後において、必要がある場合は、甲乙協議の上、可能な範囲において、給電業務を継続するものとする。
- 4 甲は、給電業務の終了後、この旨を乙に報告し、遅滞なく、電気自動車を乙に返還するものとする。

(充電スタンドの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、乙の管理する充電スタンドを、乙の指定する日時及び場所において無償で使用することを許諾する。

(使用上の留意事項)

第6条 甲は、第4条の規定により貸与を受けた電気自動車及び前条の規定により使用の許諾を受けた充電スタンドを次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙が定める使用条件(「リーフモニターについての確認事項」を含む)を守り、安全な場所及び方法で使用する。
- (2) 電気自動車又は充電スタンドが故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡し、対応を協議する。

(賠償)

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、貸与を受けた電気自動車又は使用の許諾を受けた店舗の充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

(訓練への協力)

第8条 乙及び丙は、甲が実施する給電業務に関する訓練に協力するよう努めるものとする。

2 前項に規定する訓練の協力を乙及び丙が要する費用は、原則として乙及び丙の負担とする。

(電気自動車等の情報提供)

第9条 乙は、災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は、電気自動車等の普及促進に資する情報を、適宜提供可能範囲において、甲に提供する。

(連絡調整)

第10条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ指定した者が行う。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからもこの協定を終了又は変更する意思表示がないときは、この協定の期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(細目)

第12条 その他、この協定に関して必要な事項については、細目において定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各者1通を保有する。

令和元年 12 月 1 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市

狛江市長

松原俊雄

乙 東京都三鷹市下連雀五丁目9番13号
日産プリンス西東京販売株式会社

代表取締役社長

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社

首都圏リージョナルセールスオフィス 部長